

令和 3 年 10 月 8 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03677

研究課題名（和文）ASEAN諸国の会計・監査問題：日本を含めた制度と実務の比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study on Accounting and Auditing Issues in ASEAN countries

研究代表者

万代 勝信（Mandai, Katsunobu）

一橋大学・大学院経営管理研究科・教授

研究者番号：80209709

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、ASEAN 諸国の会計・監査を巡る制度・規制・基準について、徹底的な文献レビューを行うとともに、多様な関係者を対象としたインタビュー調査を実施した。その結果、制度・規制・基準の面とその運用（実務）の面の両方における相違点と類似点が明らかとなった。こうした結果は全体として、ASEAN諸国を対象とした比較分析をアーカイバルデータを用いて行う際に、そうしたデータを「制度的現実」のなかで解釈することの重要性を示唆すると同時に、そのための有用な情報を提示している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本企業のASEAN諸国進出の現状に鑑みれば、ASEAN諸国間に存在する会計・監査を巡る制度や慣行の相違をわが国との比較において明確にする研究の実務的重要性は高い。さらに、ASEAN各国で、その国のデータを用いて行われた会計・監査の実証研究は存在するものの、当該国固有の要因は考慮されていない。本研究の根幹には、同じ会計・監査基準であっても、それが置かれた環境（広義の制度）が異なれば、その機能・運用・帰結は異なるのではないかとの問題意識がある。ASEAN諸国は、この問題意識に基づく研究を実施する上で恰好のセッティングを提供する。

研究成果の概要（英文）：In this research, we conducted comprehensive literature review and interviews with various stakeholders on the accounting and auditing systems, regulations, and standards in ASEAN countries. Based on the literature review and interviews, we identified a wide variety of similarities and differences in the accounting and auditing systems, regulations, and standards among some ASEAN countries. These findings indicate that it is important to interpret archival data obtained from each country in their unique context before conducting comparative analysis. The findings also provides useful contextual information for making such interpretation.

研究分野：財務会計

キーワード：ASEAN諸国の会計・監査 会計基準のコンバージェンス 監査基準のコンバージェンス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近年、日本企業の ASEAN 諸国への進出が増大している。財務省の国際収支によれば、2014 年、海外現地法人からの直接投資収益は 6 兆 5 千億円を超え、2012 年に比べ約 7 割増大している。この伸びに大きく貢献しているのが、日本からの直接投資残高の 12 % 以上を占める ASEAN 諸国である。ASEAN 10 各国における日本企業の現地法人数は 6000 社を超え、全世界の現地法人の 23% を占めるまでになっている。これを背景に、大手会計事務所やコンサルティング会社が ASEAN 諸国を中心とする海外事業に関連する会計業務を支援する機能を強化する動きが出てきている。その一方で、海外事業が意図した成果をあげられず、機能不全に陥る事態も少なからず見られる。その最たる例の一つが海外グループ会社において頻発している不正問題である。新日本監査法人(2014)は、海外グループ会社の不正を防止・適時発見することの障害となっている要因として、距離・時差、言語、法令・慣行・会計基準の 3 つを挙げている。多くの場合、これらの要因は ASEAN 諸国にも当てはまる。日本企業の ASEAN 諸国進出の現状に鑑みれば、ASEAN 諸国間に存在する会計・監査を巡る制度や慣行の相違をわが国との比較において明確にするとともに、そのなかで ASEAN 諸国に進出している日本企業が直面している問題とその解決策を探求する研究の実務的重要性は高い。

加えて、ASEAN 諸国における会計・監査問題を正面から取り上げた学術的かつ総合的な研究は、わが国のみならず世界的に見ても存在していない。ASEAN 各国で、その国のデータを用いて行われた会計・監査の実証研究は存在するものの、そこではほとんどの場合、当該国固有の要因は考慮されていない。また、国際比較を行った実証研究においても、投資家・債権者の保護や情報開示の充実度を制度や体制の有無等に基づいて表面的に測定した指標を分析に加えているだけで、各国において制度等が実態としてどのように機能しているのかを分析に加味した研究は存在しない。本研究の根幹には、同じ会計・監査基準であっても、それが置かれた環境(広義の制度)が異なれば、その機能・運用・帰結は異なるのではないかとの問題意識がある。つまり、各国の「制度的現実」を踏まえた会計・監査研究こそが必要である。ASEAN 諸国は、この問題意識に基づく研究を実施する上で恰好のセッティングを提供する。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ASEAN 諸国における会計・監査問題を、(1)制度と基準、(2)ASEAN 諸国進出企業の実態、(3)監査・コーポレートガバナンスの実態、という 3 つの視点から総合的に検討・分析することである。日本と ASEAN 諸国間で会社法制を含めた会計・監査を巡る諸制度・基準がどのように異なっているのか、そうした違いにより ASEAN 諸国に進出する日本企業はどのような問題に直面しているのか、さらには各国において監査やガバナンスがどのような役割・機能を果たしているのかを、徹底した文献レビューと多様な関係者へのインタビュー調査を用いた比較分析によって明らかにする。最終的に、欧米を中心に展開されている今日の会計・監査研究に対して、「制度的現実」を踏まえたアジア発の新たな研究上の視点・方向性を提示することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、徹底的な文献調査および多様な関係者へのインタビューを行い、そこから得られるリッチな定性的情報を基に各国の「制度的現実」を明らかにする。さらに、それを踏まえながら実証分析に用いるアーカイバルデータそのものを、単に無色透明のデータとして扱うのではなく、そのデータが生み出されてきたところの「制度的現実」のなかで位置づけ、解釈することを試みる。それにより、主として欧米の制度的背景の下で開発されることの多かった分析モデルを参考とはしても、その受け売りではない、新たな会計・監査研究上の視点・方向性を示すことを目指す。

4. 研究成果

本研究は、大きく(1)文献調査と(2)インタビュー調査とで構成されている。それぞれについての成果を以下にまとめる。

(1) 文献調査の成果

文献調査は、主として、ASEAN 諸国のうちインドネシアやマレーシアといった経済的な規模・影響が大きい国を対象として実施した。

インドネシア

インドネシアにおいては、国際会計基準との間でアドプションではなく、コンバージェンスの手続きがとられている。

現在のインドネシアでは、高いレベルで国際会計基準へのコンバージェンスが進んでいる。本調査により、5 種類 15 領域の差異が明らかになったが、これらの内、金融商品会計及び収益認識の 2 領域を除くすべての差異が重要なものではないか、もしくは今後解消することが決定

している差異であった。

一方、金融商品会計及び収益認識の 2 領域において、今後解消することが決定していない差異が見つかったが、これを重要な差異と捉えるか、それとも、実質的に重要な差異ではないと捉えるかについては、解釈の分かれるところである。仮に、これらの差異を実質的に重要な差異ではないと捉える場合、これを理由に、金融商品会計に関して IFRS No.9 を採用したものの置き換えや収益認識会計に関して IFRS No.15 を採用したものの置き換えを意図的に行っていない可能性を推察できる。他方で、これらの差異を重要な差異と捉える場合、これらの置き換えが何らかの制約により追いついていない可能性を推察できる。

最後に、インドネシアにおいてはイスラム金融の広がりとともに、イスラム金融のための会計基準の開発を専門に行うための設定主体 (DSAS) が設けられ、インドネシアにおけるシャリヤの解釈に基づいて会計基準の開発が行われている点に注意が必要である。

マレーシア

いま一つの例として、マレーシアを対象とした文献調査の結果明らかとなった点をまとめること以下の通りである。

マレーシアでは、1997 年 7 月から 1998 年までは IMF 型の緊縮政策を実施し、実体経済の悪化が顕在化した。その後、IMF 型対策とは対照的な景気刺激策を採ることで 1999 年には経済は回復し、アジア通貨危機は短期間の内に収束した。それゆえ、マレーシアは、インドネシアのように IMF や世界銀行による圧力を受けることはなかった。それに関わらず、マハティール首相の退任後には、国際会計基準の導入が進んだ。その原因としては、ASEAN 域内における経済的連携の強化を意図した国際会計基準への同調性が重視された可能性や、英国連邦諸国の一つであるマレーシアが国際会計基準の導入を中心となって推進してきた英国の影響を強く受けた可能性を指摘することができる。

2013 年までに、国際会計基準とマレーシア会計基準との差異は 3 領域にまで縮小していたことが確認されたが、さらに、追加的な分析により、これらの 3 領域における差異のうち、上場企業の会計基準においては全ての差異が解消していることを明らかにした。つまり、マレーシアでは、実質的には国際会計基準のアドプションを行っており、現時点において、国際会計基準と MFRS との間に差異は存在していない。

最後に、マレーシアにおいてはイスラム金融の広がりとともに、イスラム金融のための会計基準の開発を開始した。しかし、貨幣の時間価値や法形式よりも経済的実質優先の考え方を宗教上容認するマレーシアにおいては、国際会計基準がイスラム金融取引についても適用可能であるとの判断に至り、イスラム会計基準の開発を中止することとなった。

(2) インタビュー調査の成果

インタビュー調査は、インドネシア、フィリピン、タイの 3 カ国において実施した。インタビューの対象者は、各国の基準設定主体関係者、会計士協会関係者、現地の会計士、現地滞在の邦人会計士、現地企業人、大学の研究者などである。

この一連のインタビューを通じて以下の事項が明らかになったことのうち、特にインドネシアとフィリピンとを例に挙げて説明する。

インドネシア

まず、インドネシアについては、1970 年代、資本市場をオープンにすること、海外企業を誘致することの 2 つを目的に、米国基準に基づく会計基準を作成した。この背景には、米国基準に基づく世界標準の財務諸表が外国人投資家に求められていたことがあった。90 年代前半に、IAS が拡大していくなか、IAS 適用に関するプレッシャーが増大し、その後、2004 年からはさらなる調和化を目指して IFRS 適用に向けて歩み始めた。

現在、IFRS は、公開会社 (約 600 社)、金融セクター (1,000 社弱)、State-owned company (10 社) に強制適用されている。

インドネシアでは、企業と会計基準との関わりにおいて 3 つの層がある。第 1 層は、general standards として IFRS を適用する企業群であり、第 2 層は non-public accountable entity と呼ばれる企業群で SME 基準が適用される。第 3 層は「シャリヤ」と呼ばれるイスラミック・ルールが適用される企業群である。

監査については、国際監査基準・倫理基準に準拠しており、監査実務はグローバルで同じ統一されたシステムおよびルールのもとで実施している。監査法人について、tier 1 の監査法人と tier 2 の監査法人とで、国際基準への準拠状況に大きな差がある。

フィリピン

次に、フィリピンについては、(タイムラグはあるものの) IFRS を完全にアドプションしている。フィリピンの会計ルールを作成しているのは、SEC (証券取引所委員会) であり、SEC の規制対象は上場会社だけでなく、すべての会社を対象としている。SEC のもとに FRSC (財務報告基準委員会) と AASC (監査保証基準委員会) とがあり、これらがルール作成を担っている。

ただし、IFRS をアドプションしているため、IFRS の I を P に変えて PFRS として承認することが基本的なルール作成の考え方であり、ISA についても同様である。

フィリピンでは、監査人には、業種ごとに異なる規制当局のアクレディテーションが必要とされている。公認会計士の業務としては、帳簿の作成、財務諸表の調製および監査があり、約 6,000 人の公認会計士が監査業務を行なっている。四大監査事務所が支配的なプレゼンスを持

しており、監査パートナーのローテーションルールが存在している。なお、監査報酬は開示されていない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 14 件)

松下真也、複式簿記と競争優位性の理論的検討、産業経理、査読無、78 巻、2019、170 - 178

松下真也、万代勝信、佐々木隆志、マレーシアにおける会計・監査の制度・基準の調査分析、ディスクロージャー&IR、査読無、6 巻、2018、41 -54

円谷昭一、議決権行使の個別開示データ分析〔後編〕-利益相反の有無の検証-、資本市場、査読無、390 巻、2018、14 - 23

円谷昭一、古賀裕也、政策保有株式の売却行動の決定要因、資本市場、査読無、400 巻、2018、24 - 39

Kim Hyonok、Y asuda Yukihiko、Business risk disclosure and firm risk: Evidence from Japan、Research in International Business and Finance、査読有、45 巻、2018、413 - 426

10.1016/j.ribaf.2017.07.172

Chang Hsihui、Souhei Ishida、Takuma Kochiyama、Evaluation of Managerial Ability in the Japanese Setting、The Japanese Accounting Review、査読有、8 巻、2018、1 - 22

Larelle Chapple、James Routledge、Board Turnover and Reorganisation Outcomes: Evidence from Voluntary Administration、Australian Accounting Review、査読有、2018 10.1111/auar.12270

加賀谷 哲之、四半期財務報告制度導入・廃止の論理とその影響、会計、査読無、194 巻、2018、306 - 320

佐々木隆志、新収益認識基準に観る収益費用アプローチの実相、会計、査読無、192 巻、2017、483 - 495

松下真也、複式簿記固有の意義の検討 - Wymire 学説に依拠して-、会計、査読無、192 巻、2017、68 - 79

円谷昭一、議決権行使の個別開示データ分析〔前編〕-投票行動と賛成率、ポートフォリオ重複などを中心に-、資本市場、査読無、2017、388 巻、24 - 34

河内山拓磨、中村亮介、財務制限条項への抵触が企業の負債コストに及ぼす影響、経営財務研究、査読有、2017、37 巻、2 - 27

河内山拓磨、中村亮介、財務制限条項と利益調整行動 負債契約仮説の再検討、会計、査読無、192 巻、2017、80 - 90

Fukukawa Hironori、Kim Hyonok、Effects of audit partners on clients' business risk disclosure、Accounting and Business Research、査読有、47 巻、2017、780 - 809
10.1080/00014788.2017.1299619

〔学会発表〕(計 1 件)

Tsumuraya Shoichi、Determinants of behavior to divest cross-holding shares、Taiwan Accounting Association、2018、国立政治大学

〔図書〕(計 3 件)

中村 亮介、河内山 拓磨、中央経済社、財務制限条項の実態・影響・役割、2018、320 ページ

佐藤行弘、河崎照行、角ヶ谷典幸、加賀谷哲之、古賀裕也、中央経済社、リース会計制度の経済分析、2018、296 ページ (pp.17 - 33、pp.35 - 58、pp.99 - 126、pp.155 - 183、pp.237 - 256)

福川 裕徳 (責任編集)、鈴木孝則、鳥羽至英、永見尊、林隆敏、大森一幸 (翻訳)、国元書房、SEC 会計監査執行通牒 1982 年-1985 年、2018、352 ページ

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：松下 真也

ローマ字氏名：(MATSUSHITA, Shinya)

所属研究機関名：松山大学

部局名：経営学部

職名：准教授

研究者番号 (8 桁)：00771205

研究分担者氏名：佐々木 隆志
ローマ字氏名：(SASAKI, Takashi)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経営管理研究科
職名：教授
研究者番号(8桁)：10235252

研究分担者氏名：金 鉉玉
ローマ字氏名：(KIM, Hyonok)
所属研究機関名：東京経済大学
部局名：経営学部
職名：教授
研究者番号(8桁)：40547270

研究分担者氏名：James Routledge
ローマ字氏名：(ROUTLEDGE, James)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経営管理研究科
職名：教授
研究者番号(8桁)：50771268

研究分担者氏名：河内山 拓磨
ローマ字氏名：(KOCHIYAMA, Takuma)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経営管理研究科
職名：講師
研究者番号(8桁)：70733301

研究分担者氏名：福川 裕徳
ローマ字氏名：(FUKUKAWA, Hironori)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経営管理研究科
職名：教授
研究者番号(8桁)：80315217

研究分担者氏名：加賀谷 哲之
ローマ字氏名：(KAGAYA, Tetsuyuki)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経営管理研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁)：80323913

研究分担者氏名：円谷 昭一
ローマ字氏名：(TSUMURAYA, Shoichi)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経営管理研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁)：90432054

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。